·	tory of Academic resouces			
Title	イギリス医療保障構想の形成過程			
Sub Title	The National Health Service in Britain, Its Historical Development			
Author	藤沢, 益夫(Fujisawa, Masuo)			
Publisher				
Publication year	1962			
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.4, No.6 (1962. 2) ,p.23- 43			
JaLC DOI				
Abstract	The past century has been years of very great progress in the medical and health services in Britain. The second half of the nineteenth century was marked by the development of environmental health services providing basic conditions for healthy living. The early twenties century saw the start of State aid to medical research and, in the medical benefit of National Health Insurance in 1911, the beginning of a State-aided general practitioner service outside the Poor Law. Problems of public health came under serious consideration during the last century because of great epidemics of cholera and typhus which swept cities, especially poor quarters with thier unpaved streets and their crowded ill- entilated dwellings. The great social reformer, Edwin Chadwick, presented his famous "Report on the Sanitary Conditions of the Labouring Population of Great Britain" to Parliament in 1842, showing how closely ill health was bound up with poverty and with evil sanitary conditions. The Public Health Act of 1848, and the setting-up of a Board of Health were the results of his revelations. Chadwick had insisted that the expense for public drainage would be offset by the diminishing social cost of illness, and gradually many measures were, passed dealing with such matters as water supply, sewerage, inspection of fpod, removal of refuse, and so on. In 1875 health laws were codified under a consolidating Health Act; a local Government Board was set up which continued to administer these measures until the creation of the Ministry of Health in 1919. Like all social reform in England, the improvement in matters of health, came about gradually, for different reasons and in various ways. The Boer War revealed a startlingly low level of fitness among the recruits, of whom nearly half had to be refused on medical grounds. The high death-rate of infants and the great amount of illness among people in general, led to a new concern about health services. In 1911 a Liberal Government enacted the first National Insurance Act. This was "an			
Notes				
Genre	Journal Article			
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19620228-04044709			

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

益

れるが、 図する機能をさらに統べれば、 業務災害給付群、 医療・疾病・出産給付群、 きは現物と現金が並べられ、方法で限るときは短期と長期が比べら 社会保障諸制度の備える個々の給付を分って、 いま対象に置く事故の性格から給付の種目を概括すれば、 あるいはこれに連ねて雇用保障を添えるのもしばしば 失業給付群の基本五類型に集めることができ、産給付群、老齢・廃疾・遺族年金群、児童手当群 医療保障と所得保障の二領域に約す その形質に因ると 児童手当群、

こにいう大衆にその必要とする医療を供与し、くわえて幼児を養育 経済的困窮から大衆(もしくはその多数)を擁護 すると とも に、こ 包括的で周到な一連の諸方策により、 策とするのはすでに一般であって、 社会保障制を目して、国民の最低生活確保を図る国家の総合的施 失業または老齢時のさらには死後の収入途絶の結果生ずべき 敷延するなら「社会保障とは、 かかる諸方策を欠くときは、

して医療を利用せしめることを目的とする」よう求められている。的に負担する仕事を社会に付託することによって、すべての者に対 共資金に頼り一定の困窮度認定を条件に一方的救済保護を施す社会 の方向に移行し、 系制度の後に保険系制度が接続し、やがて連立の段階から合成融合 扶助方式との複合体で形成されるが、この両者は、 係を保険技術の媒介によって保つ社会保険方式と、 式は、社会保障の他の諸部門と同じく、 めの医療の提供を組織化し、 であるところから、 貧困の悪循環に直接現れる社会性を合せて強く指摘される生活危険 所得保障体系と医療保障体系はそろって須要の構成要素に定められ する世帯を補助するため、達成された成果である」といいうべく(4) 人にひとしく生起する自然的・生理的特質をもつばかりか、傷病と このような役割を期待される医療保障制度の形態ないし組織の方 なかでも、 医療保障は、その立ち向う事故分野たる傷病が、各 「今日の発展を正しく判断するならば、 つねに第一次的位置について「社会構成員のた かつ疾病の費用と健康の保護とを集団 拠出と給付の総体的対価関 すべての者に対 一向に財源を公 歴史的には扶助

と社会保険はたえず相互に接近しつつ動いていることが理解され、と社会保険はたえず相互に接近しつつ動いていることが理解され、要保護性の検認をともなわぬために扶助を脱した、公共リービス・一般福祉サービス制の 成立である とみな され るが、その先達な・一般福祉サービス制の 成立である とみな されるが、その先達な、全人口に対する適切な医療利用の普及を眼目にする医療保障がを、全人口に対する適切な医療利用の普及を眼目にする医療保障がを、全人口に対する適切な医療利用の普及を眼目にする医療保障がを、全人口に対する適切な医療利用の普及を眼目にする医療保障がを、全人口に対する適切な医療利用の普及を眼目にする医療保障が、その大きなであるとみなされるが、その先達と社会保険はたえず相互に接近しつつ動いていることが理解され、と社会保険はたえず相互に接近しつつ動いていることが理解され、

Service は、 ドやイギリスなどの諸国の設計した機構はなべて、 護の周辺をさまよう低次の制度すら散見する一方、ニュージーラン 遅速を映して内容に優劣の懸隔がはなはだしく、なかには前期的救 義下の医療保障実践の軌範にされてきたのは周知のところであり、 における国民保健事業(または国民保健サービス)National Health にする在来の諸形式より卓出した水準を維持し、とりわけイギリス れを必然化した諸背景の展望を試みるのが、 保健サービスに到達する典型的な道程を閲してきている。したがっ 現在すでに数例を挙げられる保健サービス制は、(8) このイギリス医療保障制度形成の顛末を源流にさかのぼって回 いわば自然の成り行きであった。 そこに発現した諸事象から医療保障発展の意味、とりわけそ それは救貧制度の医療扶助にはじまり健康保険を経て一般 ほかの社会保障諸部門の整備ともあいまって、資本主 小論の主眼である。 疾病保険を基体 それぞれ発達の

(1) 社会保障理念の最初の国際的確認は、ILOの戦後再建総会たる(1) 社会保障理念の最初の国際的確認は、ILOの戦後再建総会たるに類集したのが、ここに挙げた五類型である。

3 (2)「社会保障諸制度のもつ機能は、いまでも生計 と医療の 供与とい Trade Union Movement, April 1-15, 1953, No. 7, p. 7.) メレトらる。 Trade Unions, abbr. W.F.T.U.) の首唱した、 kers' Education Manual, 1958, p. 15.) のであって、また現在ILO うもっとも一般的表現で現しうる。」(I.L.O.; Social Security, A Wor 続いて全国民に拡大されなければならない。」(W.F.T.U.; The World び諸立法措置の総体である。このうち医療措置は働く者の家族全員に 療を、薬剤を含めて、支給することを保障せんとする社会的諸制度およ 収入を保証し、さらにその健康状態にしたがい必要とされる完全な医 する者すべてに、労働不能のときにはつねに正常な生計の維持に足る 定義によっても、当然ながら、「社会保障とは、 などとは対立すること多い 世界労働 組合連盟(World Federation of おける国際社会保障会議での、 雇用保障について、 前記ILO第二六回総会でのもうひとつの勧 アンリー・レノー Henri Raynaud 五三年三月 ウィーンに みずから働いて 生活

サービスなどの広範な公的サービスを重視している(平田富太郎「社金給付を補完する不可欠の現物給付に、医療サービスとならんで雇用告に「雇用サービス 勧告」(Recommendation concerning the Employ-

り、WFTUの定義も大同である点を参看。4) I.L.O.; Social Security, op. cit., p. 11. なお、大本に 関する かぎ

会保障研究」四三―四八ページ参照)。

- (ω) I.L.O.; 26th Session, Reports IV, Social Security, Principles, 1944, p. 57.
- (©) I.L.O.; Studies and Reports Series (M), No. 18, Approaches to Social Security, An International Survey, 1942, p. 86.
- 7 National Health Service の確立によって実現すべきことを明確に規定 ビス形式達成に置く。またWFTUの国際社会保障会議の 採 択 し た 保障の方式を枚挙しているが、 無制限の医療を包括的な国民保健事業(もしくは国民保健サービス)= 1953, p. 7.)。これを、従来の訳例のご とく 国民健 康保険と表現する コトこの(Supplement to"World Trade Union Movement" 社会保障綱領」 一九四四年のILO「医療勧告」(勧告第六九号)は、一連の医療 けっして的確ではない。 は、第 部部 「原則」 その最終目標を医療のための公的サー の第四項に、全国民に対する無料 No. 7,
- ものが多く、その一例については、拙稿「諸外国の疾病保険・8・オーンドを頂点にするイギリス連邦系諸制度は、いまだ発達の途上にある社会主義諸国などで採用されている。 ただしイギリス・ニュージーラ(8) いま保健サービス方式は、イギリス連邦諸国の一部、チリおよび

イギリス医療保障構想の形成過程

ストラリア」(「健康保険」誌第一二巻第四号二〇一二六ページ)参照

\_

くし、社会保険あるいは社会扶助による現金給付の対象たるべく 労働能力の毀敗減損を積極的に修治回復する医療措置という現物給 う。だが、<br />
傷病保護に<br />
実効を期待するには、<br />
失われた所得の消極的 生計維持の最低必要限 に準拠せしめて、 その保障程度は、 付を絶対の条件にする。 な補足のみでは半道も及ばず、それに併行して、 惹起するからには、 上の諸事故と等しく、 容に主客両側をもち、 由来、 医療保障の名のもとにある傷病に対する社会的配慮は、 直接に平常の所得水準に相関せしめるか、 一般的所得保障の一環として原理・体制を同じ 稼得の不測の中断・ 形状に二様をとる。 所当を量 定 しうるで あろ まず、 喪失ないし不時の出費を 稼得の根源である 傷病が自余の生活 一律に

門医の診療、 特殊な事情を招き煩雑な問題を起している。 にする後者の役割がむしろ本位となり、そこに他の分野にみられぬ ら、なお前者の作用は副次的、 給付たる医療給付・(=療養給付) とするところは同帰にせよ、 ービスの提供を社会保障制度の一 施設への収容、 医療保障にとって、現金給付たる疾病給付 薬剤および器材支給、 看護、 産科医療、 支給方式の選択に別途をとり組織形態 いわば従物的であって、 とは、 部に編入するには、 歯科・眼科治療などを具体的内容 処置、手術その他の治療、病院等 補完相持の関係に立ちなが すなわち、 (=傷病手当) 主務とし目的 この医療 一般医・専 と現物

(3)その外的な攪乱要素とは、第一に医療給付それ自体の価格変動があ 持ち込んで、 情勢の推移、 社会保険財務に、 どを大きな原因にしてもたらされ、つぎの疾病率・罹病率の変化に の医療給付独自の費用増高は、 た診療報酬算定・支払方式の相違などの結果ひき起される。これら よらぬ受診率の増大は、 というのは、 薬価騰貴、 第二に罹病率の変化から独立した受診率の変動がある。 診断・ 医師勢力の伸長などに絡んで要請される診療報酬改訂 制度を弱体化する危険を冒すことになるからである。 措置の改善による医療行為および設備利用の漸増、ま 医療給付なる現物給付を保険組織に乗せるときは、 また医学の進歩にともなう保健諸施設の経費逓加な 正常の数理的計算基礎以外の不確定な変動要因を 保健意識の向上、 生計費上昇、 制度の普及と受診機会の 適用の拡大、一般経済 はじめ

はみな、保険とは別個に現れて、しかも保険運営を強く左右する因

子である。

形態では迂遠に過ぎ疎漏の多いところに基づくが、この医療保護の 甘受してまで、あえて医療給付に重点が置かれる理由は、 されることになる。 真の効果をもちえないのであって、 その禍胎を絶つための予防的活動・一般保健活動に支えられねば、 尽くされるものではなく、 実行は過大な仕事となり、その出費を補う大幅な国家の補助が必要 多くを課しえない社会保険にとって、支給限度の不定な医療保護の 所得に一方的に関連づけることはできない。しかし、本来、 のであって、ましてや他の現金給付とひとしなみに、給付を拠出や め保障の質量を無下に制限すれば、給付の意味ははなはだ失われる の程量を無理に規格づければ、給付の効果はとみに衰え、 は転帰までを完全に庇うものでなければならない。 相当は、 の抑止と健康の回復という保障目的に即応するためには、 合を果すのが効率的であると考えられる。 しめるのが合理的であり、 となる。しかも、この医療保護は、 めた一般的保健衛生サービスを合体せしめて、 われた固定的な保険方式より解放して、公共サービス方式に移行せ 医療保険において、 個々の傷病の性格と事情から測られねばならず、 かくては、 技術上多くの難点を黙許し、 これに公衆衛生活動・ 健康の維持増進を図り傷病を未生に防ぎ 医療保障の組織を、 事後的治療の完整のみをもって 医療保険にあらたな任務が追加 医療保護の統 環境衛生活動を含 収支相等にとら 管理のため保障 基盤の脆弱化 節用のた 給付期間 現金給 疾病昂進 拠出に 一と整

## $\rightarrow$ ) I.L.O.; Social Security, op. cit., pp. 43~46.

また、貧困な患者層にとって不利に働く。 保障機関の介入を排すが、医療の組織化・体系化の可能性を失わせ、いし私的性格を変えず、その意味で自由な患者=医師関係を害わず、方式からみれば受診者立替え払いで所定料金式)は、医療の独立性な第一の医療費償還方式――いわゆる療養費払い方式(診療報酬支払

は、おおいる。られ、したがって、左右への偏りに応じて長所も短所も稀薄化され微られ、したがって、左右への偏りに応じて長所も短所も稀薄化され微式)は、おおむね第一の方法から第二に移る中間的形態であると考え第三の医療費保障者直接払方式(報酬支払いはおもに人頭式か定額

(α) Giuseppe Petrilli; The Finaning of Sickness Insurance, in, Bulletin of I.S.SA., Year IX, No. 3, March 1956, pp. 96~97.

の共済福利組織のシノニムに堕ちていた。 (1) デルの頭から飛び出したようには、 されるのが応分であるとされて、 救護はマルサス的イデオロギーにたつ新救貧法の屈辱のなかで恵与 約の原理からすれば、 落ち穂を期待する卑小な実利主義に沈み、 無限の自動的な富の獲得と商業の進歩が確信された自由放任の全盛 の優越を頼みに、イギリス資本主義が世界市場に君臨した当時は ずもなく、イギリスでも現行の国民保健事業が形成され具体化する 善施療か、 期であって、 葉の黄金のビクトリア期にはじまる。広大な植民地支配と生産技術 までに、さまざまの契機と段階があった。その胎動はまず前世紀中 とくに説明されるが、これら諸事由の認識だけでは、パラスがユピ 医療保障における保健サービス形式の優位は、 雑居房収容による救貧医療の対象でしかなかった。 労働者階級もチャーティズムの戦闘性を失い、繁栄の 大衆の貧困は怠惰の結果にほかならず、その 貧困原因の半ばをなす傷病も、 唐突に制度が全き姿をみせるは 労働組合は熟練労働者層 時代の精神たる自助と節 理念上、以上のご 慈

ギリスの名医連、をもってしても、全域にわたる行動を起さなけれた業の状態にあることが、事態に重大さと難しさを加えていた。"イ労働・生活事情を背にした「保健問題の由因は実はかかって社会と労働・生活事情を背にした「保健問題の由因は実はかかって社会と当時の世態を綴って「きわだつ様相は、産業都市に暮す大衆の貧当時の世態を綴って「きわだつ様相は、産業都市に暮す大衆の貧

に慈悲心から出るよりもコレラ・チブスの恐怖心に発して、最低限成した衛生法など一連の初歩的保健立法を実施させた動機は、まさ 民を邪まに走らせている」と不衛生・不健康の害悪を嘆かせて、やがしろにされた市街や裏町に溜った汚物のただなかで暮している庶 ば がてそれに応じて一八四八年に公衆衛生法や七五年の関連法規を集 切実に必要だ、ということをさとらせた」のである。一八三四年の(3) 争での死傷による損害をも上回っており」、くわえて「都市清浄化を が悪いため毎年失われていく人命は、近年イギリスの行ったどの戦 惨と汚濁の放置は思わぬ悪影響を副産して、労働者の密集する不良 のであり、退廃がさらなる退廃をはぐくみつつあった」。かかる悲 るかぎり、大衆は(格言のごとく)自らを助けたくも不可能であった な根拠を与えるものであった。の、予防と治療を一体化した国民保健事業の設定に、ひとつの有力 の環境衛生事業が資本家階級の生存にも不可欠なことを示し、のち 無視していることが、みじめこの上ない退廃の弊風を募らせ、ない 労働人口の衛生状態報告」(一八四二年)にお いて「不潔で風 通し た、ベンサムの愛弟子エドウィン・チャドウィックをして「イギリス 救貧法改正に あたり苛酷 さのゆえに「役所の お偉方」と陰口 され アたちに、もし彼らが家族もろともこうした疫病の犠牲となってた 地区を溢れ出た悪疫が再三上流地区を襲い、「イギリス のブ ルジョ おれたくないなら、自分のすんでいる都市を衛生的にたもつことが 大衆の健康状態は改善されうべくもなかった。普通の境遇にあ

イギリス社会保障の、また医療保障の発達を追うのに、世紀更代

くは全社会の責務たるを確認するものであった。 偶然の例外ではなくして、大多数人民の平均的存在の典型的な実例 権的地位の不安定と組合の共済機能の限界を知らしめた。この不信(7) の、 するところなき上院のような貴族団体」を成していた「旧」組合主 門外に閉め出して、未熟練・半熟練の一般労働者と「ほとんど相関 下らざる会費を徴収し、また正規の徒弟年期を完了した職工の外は、 ずコール天の上衣を着た」(ドッブ)低賃金大衆の新十字軍は元来が、 された社会の同情に励まされ、復活した社会主義に誘導されて、今(8) は景気回復後も消えず、 代の大不況の到来は、イギリスの将来をかげらせて、それまで、巨大 期の社会情勢は看過できない意味をもっている。 一八七〇―八〇年 的労働組合運動」の小市民性を嫌悪して、賃金と労働条件の改善の 済基金の安全を懸念するあまりあらゆる行動を自縄自縛した 義のとりでに戦いを挑むものであっただけに、共済活動に偏重し共 日、新組合主義と呼ばれている運動に広がった。この「ひげもそら であること」を摘発したチャールズ・ブースなどの貧困調査で喚起 「法外に悲惨なもの語りは、中ぐらいな幸 福の一般的 状態に対する り、その絶望的窮迫と極端な苦汗制の横行に対する反抗として現れ と堕落を宣告されて、時代の継子で あった未熟練 労働者 層から 起 な超過利潤の余沢を受け封鎖的職業組合に安住していた労働貴族層 ための行動をこそ主張し、疾病・老齢・失業などの手当は国家もし 「高額の標準賃銀を得ている職工だけを加入させ、一週一シリングを 協調の千年王国への信仰を揺るがすに十分であり、獲得した特 批判はなかでも、隆盛の下積みとなり貧困 ただ、共済福利制

日程に上せしめた などに着手させるとともに、七○年間唯一の貧困対策でありながら 問題に向けさせる有力な刺激になって、きわめて制限的(ユン) 対する譲歩」を強いる力となった。(11) 反貧民的性格を終始変えることなく、 の衝撃も、別の角度から、健全な労働力確保を危ぶませ関心を保健 募者の半数が健康上不適格であったことで顕在化した国民体位低下 治運動への志向が、資本に、タフ・ヴェイル事件やのちのオスボ このとき醸成された社会改革気運の高潮と下層の多勢の独立した政 たと同程度に、 ン裁判の反撃を用意させる反面、 労働災害補償制度の制定、工場法整備、 たる細民たちの怨嗟の的であった教貧法の再検討をようやく 新旧両流の融合の過程で中和され、旧組合が沈滞を脱し 新組合も共済機能を摂取して行ったが、 連のいわゆる「正義と人類愛に かててくわえて、南阿戦争時徴 ニューキャスルからドーヴァ 保健衛生関係諸法拡充 ともあれ で あ った

もはや表向き掲げられなくなってきたことを証していた。対する「もっとも公然たる宣戦布告」であった三四年の抑止原理を惰に擦る「都合のいい臆断」の効能がいまや薄れて、資本の労働に

低能に預けられている」光景を続けていたというおぞましさであっ(5) 院での呻吟は貧者をしてその門口に立つことを極力避けさせる上に ならしめる唯一の方法」であって、 た。これをしも救済者の道理をもってすれば、 欠きえない訓戒とわが田に水を引いてはばからなかった。 を負わねばならない」と高言したところに代表されるごとく の境遇を、最下層の自活している労働者の子どもの状況よりも劣等 小児にとっても混合救貧院の苛酷は為になり、 ちは売春婦と雑居し、一五、○○○人もの乳児は、よくあるように そのままの「老人たちは陰欝な環境で呆然と露命をつなぎ、 主体にした院外受救者は収容者の二倍に達し、 三六人にのほる老幼さまざまの被救恤者が存在し、 年にかけて、 識した現実は、従来の救貧制限にかかわらず、 されていたのではなかった。だが、検討が進むにつれて委員会の認 よる失業問題の重大化を反映していても、構えて原容の否認が要望 を審議する」ため発足したのであって、後段に南阿戦争後の不況に あわせて失業に因る窮乏に対処してとられている救貧法以外の諸策 そもそもこの新委員会は公式には「救貧法の運営状況を審査 臨時収容者と精神病者を除いても全国に一、七〇九、 「思うに、子は言わば親の罪業 これのみが「その子 混合教貧院は三四 一九〇六―七年の両 一管理官が、 子持ちの寡婦 まさに救 少女た たとえ

貧法は一新さるべきであった。

た。多数派は、既存制度ことっこと、 (18) (18) の力の力年、多数派と少数派の別個の二報告が提出されは対立し、一九〇九年、多数派と少数派の別個の二報告が提出され 制の再編成と行政の一元化を提案し、 救貧法 を公 的扶 助 Public 扶助の措置と幼少・老齢・廃疾等性質別収容を行うため、救護諸体 ばかりで「被救恤民の烙印」を押して蔑む非を確認した。けれども る方針を固め、また、やたらに「抑止」の鞭をふるい救済を受けた 85 区別な貧困の無力な集団」の適確な処理手段としては、 決は道徳性の強化であった。ひるがえって、少数派は、 全体の向上と人道化で能事了れりとした。要約すれば、多数派の解 うと考え、貧困が貧困の主因をなす逆説の進行を封ずべく、<br />
受動的 の所得不足が個人の責任や失敗 より社会状 態によ ること の大を認 およびその延長線上にある改善ではまったく無効であって、貧困者 Assistance に改称せんとしたところに最上の表現を見出すように、 とした。 民最低限策 a policy of the National Minimum をもって代えん な救貧以上の能動的な防貧を目指して救貧法そのものを解体し、国 よる年金・保健・教育諸活動を通じて社会に最低生活の土台を築こ 一致したのはここまでで、現状打破の方向をめぐり委員会内の意見 「救貧法の救済をかれこれ邪魔立てして欲しくない」と抵抗して かくて委員会全部の意向は、 旧来の弊害の多い救貧委員制を解散し一般混合救貧院を閉鎖す 各人が無辜にして貧苦の厄に会うのを防ぐため、地方自治体に 要約すれば、 少数派の解決は予防性の強調であった。 かの貧民教化に熱心な管理官がい 眼前の「無 救貧の旧套 多数 か

> 派に応急主義的姑息があり、少数派に理想主義的高踏があったにしても、外形は近似していたから「全員同意の勧告を提出していたなら、旧法の命運は閉じられていたろう」が、ついに見解の統一をとら、旧法の命運は閉じられていたろう」が、ついに見解の統一をとれず「法律の改正はさらに二〇年の推移を経るまで延期された」。 を残した両派対立の真因は、機構や行政の末梢にあったのではなく、を残した両派対立の真因は、機構や行政の末梢にあったのではなく、を残した両派対立の真因は、機構や行政の末梢にあったのではなく、を残した両派対立の真因は、機構や行政の末梢にあったのではなく、を残した両派対立の真因は、機構や行政の末梢にあったのではなく、で別から教育原理を侵蝕しつくした二〇世紀初頭の社会立法の高で外側から教育原理を侵蝕しつくした二〇世紀初頭の社会立法の高波を揺する初動を起したと評しうる。

1 に汲々とし、 極とは、なお確かな隔たりを残しながらも、自己の皮相な優位を保つ る企てに立向うに際しての守勢的側面・組合員の失業、 取り組むに際しての攻勢的側面・既得の権利および特典の放棄を強い 的 の第一回労働組合概況年次報告(八七年六月一三日付)に「現今の労 をもつ点で、共済のみを目ざす本来的友愛組合・疾病葬祭クラブの消 働組合の志すところには、 八八六年商務省の労働調査官に任ぜられたジョン・バーネットは、 当時の因循な熟練工組合が、その職人的地歩の強化に努める積極 準備的の各面、 相扶互助になじむことはなはだしかった様を写して、 すなわち、 三っの側面が重なっている。 その権利ないし特典拡張の達成に自ら 罹病、 攻勢的・守勢 そ

	_		
費	、目 .	実 額(£)	比率(%)
要 100 組合支	<b>万出額計</b>	15, 128, 000	100.0
a 争議関	係支払分	2, 935, 000	19.4
b · 失業・扱	ミ病・退職手 ミ料等給付費	9, 200, 000	60.8
c 経費お	よび雑費	2, 993, 000	19.8
epo ta B d	からか展	* 数· 合	生 > 1/2

· 注

は 般的ならびに物質的福利を増進し、失業あるい **台員の罹病時に内科および外科医療補助による** めるいは他の諸目的とつなげて「各組合員の一 boiler Maker's and Iron Ship Builders) と唱え、 働者対雇主関係の正常化に備えるにある。」(The およびその配偶者の死亡時の葬祭を営みかつ労 極業保護もしくはそれに関連せる争議の援護を なし、傷害時、 政済を与え、 〒中に提示された伝統的組合の規約 の 典 型 が 1給付を支給することよりする準備的側面 本組合の目的は、 「れである。」と摘示している。 さらに、 困窮 の 事態に臨んでこれの扶助を図り、 組合員の失業時の扶助にあたり、 老齢時の救護を行い、本組合員 基金を設定し、もって本組 同報 疾

Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVIII, quoted by Harold Labour Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVIII, quoted by Harold Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVIII, quoted by Harold Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVIII, quoted by Harold Correspondent, Board of Trade, 1902, XCVIII, quoted by Harold Correspondent, Board

E. Raynes in Social Security Britain, A History, 1957, pp.  $165{\sim}16$ 

- (a) James Stirling Ross; The National Health Service in Great Britain, An Historical and Descriptive Study, 1952, p. 27.
- 性格を記している。

  (3) エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」一八九二年ドイ3)エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」一八九二年ドイッ語第二版への序論(「マルクス=エンゲルスは「住宅問題」(「同選集」第一をまもるための高貴な競争心にもえたった」と、当時の公衆衛生活動のをまもるための高貴な競争心にもえたった」と、当時の公衆衛生活動の性格を記している。
- (4) Edwin Chadwik; Report on the Sanitary Conditions of the Labouring Population of Great Britain, 1842, quoted by D. L. Hobman in The Welfare State, 1953, p. 16.
- (5) Hobman; ibid., p. 15. Cf. Hardy and Margaret Wickwar; The Social Service, 1949 Ed., pp. 105 ff.
- 西允訳「イギリスの国家構造」二七五ページ。
- イギリスは年々いやが上にも富んで行くものと考えていた。彼らは金想を共にしていた。彼らもまた、あちこちに小さな後戻りはあっても(7)「大不況がやって来るまで、イギ リスの労働者は 彼らの主人と幻

動史」第二分冊、一六二ページ)。 動史」第二分冊、一六二ページ)。

- 組合運営の費用に使われる資金の獲得に活動を集中した。彼らの指導所、下巻五〇ページ)。また「多くの場合、『新』組合主義は共済的福い、下巻五〇ページ)。また「多くの場合、『新』組合主義は共済的福い、下巻五〇ページ)。また「多くの場合、『新」組合主義は共済的福利を全く欠いており、ストライキやロック・アウトおよび組織活動、制度全く欠いており、ストライキやロック・アウトおよび組織活動、制度を全く欠いており、ストライキやロック・アウトおよび組織活動、調査を定め、『組御のでは、一八九〇年一一月一九日の一般鉄道労働者組合 大会の、『組御のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、では、一次のでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次のでは

- 邦訳、第二分冊一九六―一九七ページ)。 は、共済福利を、労資闘争の停滞と反動に途を開くものとして排撃者は、共済福利を、労資闘争の停滞と反動に途を開くものとして非撃者は、共済福利を、労資闘争の停滞と反動に途を開くものとして排撃
- 指摘している。の新精神を顕形するものとして現れたことは、ウェッブなども随所にの新精神を顕形するものとして現れたことは、ウェッブなども随所に特質であった。その年代記には共済への接近と反撥が交互に、各時期(1) 共済活動と組合目的の結合は、イギリス労働運動の全史を貫ぬく
- (11) 「一八八〇年から一九一四年にかけて世論の刷新にあずかった力は、世紀中葉の政治的妥協のもたらした各社会勢力の均衡が不安定では、世紀中葉の政治的妥協のもたらした各社会勢力の均衡が不安定では、世紀中葉の政治的妥協のもたらした各社会勢力の均衡が不安定でいたったのである。」(W.H.B. Court; A Concise Economic History of Britain, From 1750 to Recent Times, 1958, pp. 271~272.)
- とができる(Ross; op. cit., p. 37.)。 係部局協議会が組織されて、学校保健事業が確立された過程をみるこのしては、徴兵委員会の告発に基づき、一九○四年には体位低下問題関(12) この衝撃の社会に与えた強力さは、注目に値する。具体的効果と
- プロレタリアートにたいする態度」(前掲邦訳四一〇―四三七ページ)(3) エンゲルスの「労働者階級の状態」の末章たる「ブルジョアジーの

べるにしのびないと言わせた残虐行為――の証言にみちている。新教貧法の残虐性――エンゲルスをしてついに、これ以上くわしくのは、一九世紀なかばごろのかれ「自身の観察と確実な典拠とによる」

- mission on the Poor Law, Vol. III (1909), pp. 110, 170, and 234:)。 mission on the Poor Law, Vol. III (1909), pp. 110, 170, and 234:)。
- (15) Hobman; op. cit., pp.  $9\sim10$ .
- (Ibid., pp. 10~11 [quoted from Minority Report])。
- (A) Court; op. cit., p. 280.

## 四

公的医療サービスに救貧医療と公衆衛生医療が併存し、それぞれ異医療保護について一九○五年委員会前後の事情をみれば、当時の

イギリス医療保障構想の形成過程

であり、至急の改造を必要としていた。なる組織原則に立ち局所を担当して、連絡もなく混乱している状態

る疾病貧民の側も三四年法の意図通り救貧院をバスティーユに準え ころにこそ欠陥があった。 ころに難点があったばかりか、救済を行う側が三四年法の主旨に則 遇を不承不承与え、多くの疾病をそれと認めず結局無視し去ったと て嫌畏し往々入所を最後まで拒み、 りわずかでも余力の尽きぬかぎり適用から外し、また救済を申し出 の救済をあてがわれたからである」。救貧医療は、ただに 原始 的処 着かされてあくどく尋問され泥坊扱いされた挙句に、……渋々乏少 ったが、(理由は) 救済担当官のとこ ろに出頭 した者は、 く措置している。……貧民は、救貧法で給される医療救済に不満をも のみ受付けるよう指示されており、つねに救貧係官はよんどころな る点にわたって吟味を受けた。誤魔化しに乗せられないのが、立派 囲気を伝えて、一救貧委員は一九○五年委員会でつぎのように証言 力なき病人にも機械的・無差別的に準用して行われていた。 能力者を主眼に工夫された節約の原理=救済抑止の原理を、 に余儀ないから給されている。 な救貧委員というものである。……もっぱら救貧法による救済は他 密に取り調べねばならず、のんだくれではないかとかその他あらゆ している。「思うに、救助を求めに来る者 はくわせも のばかりで綿 まず、救貧医療は、救貧法下のサービスである故をもって、 疾病に劣等処遇をあてはめ懲罰する姿勢から誘導されたこ 救貧医療の外容や水準を含んであらゆる いつも救貧委員はやむをえないとき 施療をまったく手後れにしたと 被告席に 。その雰 労働能

学進歩の背景に支えられつつ、救貧制度内部に方針の変化が芽生え な格差を引き起す」結末になったのであるが、ここに疾病貧民に関(3) ろまで、まちまちであった。疾病貧民に対し各地域の救貧当局が供 ていたのは否めない。 固定化し廃疾化してかえって救貧費用増大を来たす事情と一般的医 して、公認されるにはまだいたらないけれども、疾病の放置は症状を が別れていたから、同じく被救恤民の名で収容されている者に大変 与する施設には、かくもはなはだしく禁圧的なものと誘引的なもの 救貧病舎で快適に近い保護を受け割合優れた医療と看護のあるとこ えないため、たまに往診してもろくな手当もしないようなところか 薄給の医務官が疾患に応じた処置をとろうにも時間もなければ薬さ 合教貧院へ入所させるだけで、被教恤民教護の域をほとんど越えず、 病貧民に供与される収容措置には優劣があり、既述のごとき一般混 にしてこの結果は少数救貧区に摂取されたのみで一般化されず「疾 方針に起因し、これを不適切にも病人に適用したためであると発言 題の機、救貧院での医療の不備は、主としてその抑止性に基づく運営 ーディですらすでに自覚せざるをえず、一八六五年、収容患者斃死問 とは、一九○五年の王立委員会に先立つ四○年も前の救貧局長G・ハ 地方税で賄われている病院といっても失当でない設備の整った 救貧医療の基礎的改良にも言及させたごとくであった。不幸(2)

ら免かれ得ない。すなわち、発病の事実だけでは受療の十分条件を拠して提供されるかぎりは、どこまでも「劣等性」に仕えることかしかしながらよしんばそうであっても、医療が「救貧原則」に準

えばしないからである。 をはしないからである。 ただし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変れは、処遇内容の厚薄を問わずまた資格認定の寛厳にかかわらない、特をはめること自体が治療に劣等的性格を付与するのであって、それは、処遇内容の厚薄を問わずまた資格認定の寛厳にかかわらない、特をはめること自体が治療に劣等的性格を付与するのであって、それは、処遇内容の厚薄を問わずまた資格認定の寛厳にかかわらない、 ただし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けだし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けだし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けだし、病者を表しい。 は、処遇内容の厚薄を問わずまた資格認定の寛厳にかかわらない、 を持たし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けだし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けだし、病者を救貧制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けだし、病者を救食制度につなぐ鎖のみやびは局面の本然を毫も変けたい。

展告の民を劣等処遇の踏み車から解放し医療保護の組織原則を転換するひとつの方角を開くものに、一九世紀の公的医療を救貧医療と分担しながらあらゆる面で救貧と対照を示していた公衆衛生体系があった。世紀半ばにチフスが産みコレラや痘瘡が育てたこの保健があった。世紀半ばにチフスが産みコレラや痘瘡が育てたこの保健があった。世紀半ばにチフスが産みコレラや痘瘡が育てたこの保健として、救貧医療の事後性とは正反対に予防活動を第一の職分にせとして、救貧医療の事後性とは正反対に予防活動を第一の職分にせと治療を一貫した体制に置く必要を生じていた。とくに救貧医療とと治療を一貫した体制に置く必要を生じていた。とくに救貧医療とと治療を一貫した体制に置く必要を生じていた。とくに救貧医療とと治療を一貫した体制に置く必要を生じていた。とくに救貧医療とと治療を一貫した体制に置く必要を生じていた。とくに救貧医療とと治療を一貫した体制に置く必要を生じていた。とくに救貧医療とをおだった違いをみせていたのは、公衆衛生行政が、悪疫の温床をきわだった違いをみせていたのは、公衆衛生行政が、悪疫の温床をきわだった違いを必要を生じていた。とくに救貧医療と全住除去するため一切の不健康状態を相手どって全地域への普及と全住と治療を対していたのところであった。

に対する在宅・入院治療が、公衆衛生行政として組織されていないてしても自明であり「公衆衛生が救貧法に先行しないこと、窮貧者公的医療の組織原則における救貧と公衆衛生の長短は以上をもっ

熟の所為ばかりでなく、また、保健政策を推進した衛生改革者たち 体の基本原理に吸収し普遍化しようとする態度は少しもなく、 ことは極めて不幸」であったが、チャドウィッ(4) 立ち向わねばならなかった時代の頑迷さや行政当局の冷淡さと非 越え難い隔壁が囲繞されていた。この偏向と停滞は、制度の未成 保健立法の現実的過程も環境衛生整備だけに集中しその活動領域 Ź ・モンに継承された公衆衛生運動の意図には、 クに始まりジョ 予防を医療保護全 一連

能率さばかりでは説明しつくせない根深さをもっていた。

が

都市の不衛生な生活状態の結果を補綴する経費を不可避的に負わね の有益さについて救貧委員会自身、時の内相ロード・ジョ ため救貧には無慙な抑止手段が適用されたのであるが、保健衛生の ない負担にせよ極力冗費削減に尽すのは資本の本性であって、 空費に属する」のとまさに揆を一にしていた。しかし、 をなす窮民の、救貧法による救恤がやむを得ない「資本制的生産の 対的過剰人口とともに、富の資本制的生産および発展の一実存条件 ばならなかったという事実を表わしているが、この事情はまた、「相 の訪問は地位身分に拘泥しないことを教え、そこで富者も自己防衛 充用しあるがままに任せても最大幸福が成就しないばかりか、 セ たからこそ立法化が進められたのである。 ため最低限度の保健対策を採用して、資本主義展開のもたらした これはすでに述べたように、衛生問題には自己責任の教義を直接 に進言していうー それが他の方法ではとても及ばぬ公費節約の効果を約束し 「およそ流行病や伝染病はみな、 すなわち、 公衆衛生制度 いかに是非 直接また その ラッ 熱病

> は結局、 救貧行政を担当する側からすれば相当の節約をもたらす」と。 疾が健康上の理由に起因する場合にはその予防に費用をかけても、 なる。この結果生ずる負担額はつねに非常な多額に達するので、 児たちが救貧区に厄介をかける被救恤者として投げ出されることに 扶助を支給せざるを得なくなる。病死でもすればたちまち寡婦や遺 ため、まったくにわかに困窮状態に投げ込まれて、これにすぐさま 救貧税の出費を伴うものである。労働者たちは、

めなかった点で、 ぎつぎ制定せしめても公的医療立法になるとひとつとして制定せし の予防的基礎に局限しようとしたのである。 「いったんこの 簡単 的要素を排除し、特定階層とくに貧者を利しやすいとかれらがみな 恤民の境遇に堕ちるものと両者を固く結びつけて考えていた」。 示したことがなかった。 に力を借しはしたが、 が明確になる。 要領を把握すれば、ベンサムの弟子たちが、予防的衛生立法だけはつ にその便に与り得るような、 サービスを、没個性的に全体としての社会に奉仕して富者も同程度 す対人的・個別的医療供与の機会を鎖して、そこで提供される「保健 に限定せしめた素因であった。つまりは、公衆衛生の内包する治療 衛生設立に献身させ、 張本人をして同時に、救貧医療とは一見うらはらな原理に立つ公衆 実に公費節倹の執念こそが、 ブルジョア国家はいかにも貧民のなかの病気の予防 いささかもその偏見に悖るところのなかったこと またその公衆衛生活動を厳格に環境衛生分野 病気にかかった貧民に惻隠の譲歩などさらに 一九世紀には病気になれば法律に 汚物処理や上下水施設などの環境衛生 改正教貧法に無慈悲の心性を込めた いう被救

者の逃亡・暴動すら発生した施設であった。 もちろんそこに公的医療の大きな空隙を埋める私的医療とくに慈病院は信じられないほど高い死亡率の跳梁する恐怖の家であり、断じてと教済貧民に対する内心の侮蔑」を特徴にした施療であり、断じて収容者を被救済者の恥辱から放免しはしなかった。初期的「慈善」収容者を被救済者の恥辱から放免しはしなかった。初期的「慈善」がおり、所じている。 しかし、その主役を演じた書の逃亡・暴動すら発生した施設であった。

別保健 ば するごとく、公衆衛生(予防)施設と、賃金=生活諸条件改善、個 る個別医療措置はなるほど当時でも実行可能ではあったが、 かった。これが経済の教理なら、労働者はたしかに力の挑戦に応ず この点では一口に出るがごとくであった。とはいえ、熟練層を除け 続くに違いない」のであって、その他の衣食住に関する官庁報告も 宜労働諸条件の健全化に備えぬかぎり、さほど緩和されることなく にみられる恐るべき荒廃の反復は、立法機関が別段の法令を布き適 しても、サー・サイモンが記したように「年々歳々……成年者の生活 かく具備するのに五〇年の歳月を要したのであった。第二の要因に に、ごく初歩的問題に属する公衆衛生施設さえ必要な諸方策をとに 医者が立派であってもどの子供にも食物をあてがい冬には靴を与え る権利を有していたが、いかんせんまだ力弱かった。第三の要因た る訳には行かなかった。 なべて、国民の健康状態を向上せしむるには、サー・ロスの指摘 賃金は一般に労働者が引き上げを迫るまでは改善さるべくもな (医療) 措置の基本三要因の充足が不可欠であった。 乳児死亡率が一五〇‰にも上っていたのは しかる いかに

を拍く意識しつつひとつに凝集していた。 このような悪循環や強く意識しつつひとつに凝集していた。 このような悪循環を強く意識しつつひとつに凝集していた。 このような悪循環を強く意識しつのひとつに凝集していた。 このような悪循環を強く意識しつのひとつに凝集していた。 このような悪循環を強く意識しつつひとつに凝集していた。 このような悪循環を強く意識しつつひとつに凝集していた。

業のうちにすでに端緒的に含まれていた予防重視の方向を発展的に する公衆衛生原則に拠らせて、 vice を推し、しかも構成の基 調を貧富にか かわらず同等 の扱いを 両者を止揚した高度の綜合的医療サービス A united Medical Ser-防的観点を多少付加して部分的修正を行い、能率性と経済性の強化 医療の質的充備とさらに私的医療との協同を説き、三四年原則に予 多数派は、既存の救貧医療と公衆衛生医療の行政的統合による公的 派に対峙した新王立委員会報告であった。ベンサム学徒の末流たる 継受し、予防と治療の一体化を全医療サービスに及ぼし、とりわけこ 護とする抑止的救貧原則を排除した。これは、救貧医療と表面上対 を唱えるにとどまるのに反し、少数派は、救貧医療と公衆衛生医療の 少数派報告で、 れを個別医療措置において果そうとするものであった。このように 立しつつその実教貧医療の下支えをなしていた早期の環境衛生諸 そして、この保健問題に対する新旧両思想の反応が多数派と少数 第一の目的を予防に置くところの公衆衛生原則をと (2) 医療保護に劣等処遇を加え事後的

表現したものということができ、 る に提唱されたのをみることができる。 合的医療サービス」に、 がそれだけにいわゆる少数派の人びとの意図をもっとも簡明率直に 社会の利害のために抑え つけねば ならぬも のとして扱 うことであ 強制的なものとすることである! 正反対の態度をとることであり、 んだ。 限ろうとして提出した証言をきいているうちに、 らせ救貧医療を排せしめた契機を、 ブは一九〇六年七月一七日の日記につぎのよ うに書い | 慈善団体協会の役員が医療救済を法律的に窮民となった 者 というのは、 ٤ 直感をそのままうつしたこの記述は、 われわれがしなければならぬことは、 いまの保健サービス方式が、 また、 医療検診や診療を全病人に対して 一つまり、 事実上の立案者ベアトリス・ウ この少数派報告のいう「綜 病気を公衆の敵とし、 ふとある考えが浮 はじめて公式 素朴ではある これとは てい.(3) ĸ

年末政権に復帰できた自由党は、 適用を 会立法を行わざるを得なかった。 だちをはじめた労働党の協力を固めるための代償として連鎖的に社 を維持し、また結党直後ながら「下位の同僚」の座に甘んぜずひとり た階級対立激化のなかで、 提言のいずれともまったく異質の、しかも「医業の経験とも反 かしながら、 判決を失効させた労働争議法、 社会保険導入による医療保護の組織化であった。すでにのべ 般化し対象をはじめて職業病にまで拡げた業務災害補償法 これに対する自由党政府の回答は、 労働者の支援のもとにようやく一九〇五 すなわち、一九〇六年にはタフ・ヴ 労働者の信頼をつないで産業平和 困窮児への教育(給食) 多数・少数両 法、

> 「国民保険法」案であった。 「国民保険法」案であった。

- 長の声明。伊部英男「英国国民保健事業の成立」(『社会保険時報』第(2) ロンドンの救貧院に生じた死亡事件をめぐる非難に応える救貧局(1) Quoted from Harry Eckstein; The English Health Service, Its
- (α) Hobman; op. cit., p. 18, quoted from the Minority Report.,

三二巻第一〇・一一号、

四ページ)

- 文」一一ページ参照。(4) アイルランド省衛生局長の委員会に提出した意見。伊部「前掲論
- 一九年の住宅整備法規などの進展があった。ち、五三年の種痘法、六五―七年の下水処理法、六八年法および七五年法を経て七五年の綜合法で、一九三六年法までの原則を作るかたわ(5) 最初の公衆衛生法が一八四八年に制定されてから六六年法や七一

−ギリス医療保障構想の形成過程

- (6) マルクス「資本論」第一部下冊(青木書店版)、九九六ページ。
- (r) The Fourth Annual Report of the Poor Law Commissioners, 1838, pp. 94~98, quoted by Eckstein, in, op. cit., p. 13.
- $(\infty)$  Eckstein; ibid., p. 14.
- ( $\circ$ ) Eckstein; ibid., pp. 15 $\sim$ 16.
- $(\mathfrak{D}) \cdot (\mathfrak{T})$  Ross; op. cit., p. 32.
- (A) The Minority Report, op. cit., pp. 226~229.
- 実の歩み――ウェブ夫人の生涯」一三四―一三五ページ。(1) Margaret Cole; Beatrice Webb, 1945. 久保まち子訳「一女性の真
- 4) Ross; op.cit., p. 40.
- Ross; op. cit., pp. 305 ff. 邦訳第三分冊、五四ページ以下。Cf.

## 五

件の低位が社会体制の存続に危険を生む場合、ある程度の保護教済生装を標榜する自由党にとって、あまりの労働条件の不良や生活条を労働運動の要求に沿い、改善強化が望まれこそすれ全体の進路を主義を標榜する自由党にとって、あまりの労働条件の不良や生活象である方向をたどったのであった。というのは、規模と外容は整ってい変えさせる必要のないものであった、それ故労働者階級の結束した変えさせる必要のないものであった。というのは、協調を欲し新自由させる方向をたどったのであった。というのは、協調を欲し新自由させる方向をたどったのであった。というのは、協調を欲し新自由させる方向をたどったのであった。というの場条件の不良や生活条件の低位が社会体制の存続に危険を生む場合、ある程度の保護教済生活を対していた。というの労働条件の不良や生活条件の低位が社会体制の存続に危険を生む場合、ある程度の保護教育を対している。

民に仕事を供給し生活の糧を与え健康を保持する責任を国家に直接 念は、 ように、残された疾病と失業の問題に対処すべき便法があらたに案(3) そこに、 であり、 の要請を無視して、救貧法のバスティーユを温存することは不可能 た、少数派報告という優れた指針をもって具体化を迫る生活保障へ の」と考えられたのである。したがって、労働党が再三再四提案し た、自助の精神と労働意欲に対する刺戟とを、真向から否定するも 担わせることは、「現在あるが如き資本主義的大 英帝国を作 り上げ に国家が乗り出すことはあり得ても、その域を越えて、すべての市 出されねばならなかった。 た労働権法案で説きフェビアンが国民最低限策に洗練した生存権理 自由党にはかりにも容認し難いところであったが、同時にま かといって多数派的姑息にも望みをつなげないとすれば、 自由党の立場を固守しつつ、老齢につき無拠出年金がある

民保険法が……救貧法改正委員会の少数派報告に対する回答、 目上、 をとってみても、 たことである。 鼻を挫きその攻撃を不発に了らせ、 だけ考慮されたりするからである」。だが、より重要なのは「この国 される傾きのある点である――その訳は、 たが、 週拠出を国民健康保険基金に納入せねばならなかったし、 ケア・ハーデ も政治的に効き目のある回答」であって、 しんば少額にせよ国家の補助金も定められていた。 の役目を丈夫で働いている者に義務づけるものであった。 労務費の一部に繰り入れられたりまた賃金契約改訂に際しそれ 労働者層の負担額は受給額の半ばを下回る程度とされては ここですぐにも分かることは、 の労働権法思想の前途を塞いで越え難い障害となっ なるほど「労働者ばかりでなく雇主もそれぞれ各 ウェッブの国家医療事業計画や 雇主拠出がとかく賃金に転嫁 フェビアンや労働党の出 およそ雇主拠出なるもの したがって、 それによ 健康保険 しか 名

で。 でで、成立までに各方面の抵抗を緩和する 工作 を必要 とし ので置って、成立までに各方面の抵抗を緩和する 工作 を必要 とし 側に不服を起したが、他方、修正の不徹底は打開を求める側にも反 どか修治しようと志していたことは確かであり、旧状維持に努める どか修治しようと志していたことは確かであり、旧状維持に努める といりであり、四次維持に努める がののでであり、四次維持に努める がのでのであり、四次維持に努める といりであり、四次維持に努める がのでのであり、四次維持に努める がのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのであり、四次維持に努める でのでのでのであり、四次維持に努める でのでのでのであり、四次維持に努める でのでのでのであり、四次維持に対したが、他方、修正の不徹底は打開を求める でのでのであり、四次維持に対したが、他方、他方、他方、修正の不徹底は打開を求める でのでのであり、四次維持に努める でのでのでのでのではないであり、四次維持に対したが、のでのでのでのでのでのでのであり、四次維持に対したが、のでのでのでのできないであり、四次維持に対した。

の保守的部分に対しては、産業平和の必要を示し、しかもこれがけじてせぬと誓言したメイフェアの貴婦人連の茶番はさておき、社会すなわち、召使いのためロイド・ジョージの切手をなめる下品は断

かる冗費を節約せしめる点に訴えて了承を求めた。して無条件では至難な自己責任徳目の保持を果し、結局、資本にかっして一方的譲歩でなく、労働者にも同等以上の直接税的拠出を課

った。 ようになり、 する「保険」を否定するのに急で、 層の三分の一に対しては、 の内容に不満を抱きつつ、 社会主義者たちは、 動が独力では与え得ない諸給付の実現をもって誘った。このとき、 化を約束して宥和し、 三者拠出原則の虚構を衝き反対の声を挙げたが、自己の計画に対立 ったのである。 ついで、 ために、 労働者について、 全体を失わんよりはむしろ法律の無事通過することを 労働大衆は、 唐突に現われた保険にとまどいながら、 残る下層の三分の二に対しては、 概して保険計画にかなりの好感を寄せる 雇主と国家拠出による負担軽減と救済強 無拠出の保障をこそ望みまた国民保険 はやくから共済活動に馴染んでいた上 適切な行動に欠けるところがあ 労働組 多くは 合運

ため、 どの国の制度より高かった。(2) 体の幹部連が、 険編成原理の<br />
戯画化であり、 保険会社までを受容した「認可組合」制採用は、 保証した。 認可して、伝統的自主の尊重の名においてその地位と基金の安固 それかあらぬかイギリス健康保険の運営費は相対的にも絶対的にも 員群の維持費の相当部分を国民保険からせしめることになった―― 認可制によって国営保険参与の権利を獲得し膨大な代理店網 ら埋葬給付を撤回させた商業保険は、 かりであった。そして、さきに沈黙の代償に国民保険の当初計画か ジの庇護対象は奈辺にあったかが示唆される。 かれらの運営する組織をそのまま国家保険の経営主体として 非営利運営と健康経理の私的業務よりの分離を条件に私 国民保険に自己の存立の否定をみて極度に動揺した 実際的には制度に混乱と負荷を増すば 閣内の革新者を自任したロイド・ いままた「非営利」と交換に 理論的には社会保 · 外務 ジョ

た。しかるに、新手の公的医療たる国民保険制下の強制健康保険は、(3)利がときどきの特定組織医療に対するかれらの向背をすべて決定し どの公的医療サービス展開のなかで追求して止まなかったものは、 妥当な待遇と診療の自由の確保であり、この二点に関する有利・不 り年額四 原案作成時に医師の意向を糾すのを忘れたばかりか「認可組合」を よびこれを代表するイギリス医師会が、 基礎に形成されようとした。 さて、もうひとつ慰撫されねばならぬ一団が存在した。一般医層お かつてこの種の組合が通例、 IJ ン グ の 報酬は満足な診療投薬を許す水準でなく、 共済組合・疾病クラブは医師の悪夢で 医師に支払った組合員一人当 救貧医療や環境衛生医療な それ

> (11) 原因になっていた。医師にとって認可組合制は低報酬と素人による原因になっていた。医師にとって認可組合制は低報酬と素人による「存を一三年に国民保険ボイコットを企てた。この医業側の危惧と憤門を独立して統轄するという策がとられ、また医師の要求する最低一五十五日の施行日直前、医師会のと受け取られ、医師会は一九一二年一月一五日の施行日直前、医師会のと受け取られ、医師会は一九一二とで野社シリング六ペンスが提示された。この医業側の危惧と憤いないで、といって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むどころか薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むところか薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むところか薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むところが薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むところが薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むところが薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むところが薬だといって色のついた水を与えるような悪徳医すら生むというにより、

残した。 なく、「四ペンスで九ペンスを」式の宣伝 と各個撃破的 妥協により れるのももっともなほど、 であり、 がこんなに錯雑した行政機構をよくも案出できたものだということ たちまちロイド・ジョージの軍門に降ってしまったが、 ブ夫妻が期待したような「抗い難い密集方形陣」を成す底のもので 「立法上の奇跡」を遂げる過程で加えら れた中 途半端 「健康保険について驚くべきことが二つある。第一は、 たがいに反する利害と異なる基盤をもった反対諸勢力は、 第二は、 この制度が実際に動いた ということだ。」と評さ 組織を込み入らせてのちのちまで禍根を な改変は 同時にその 人間の頭脳 ウェ

と治療につき」定める第一部と、「失業 に対処 する保険」を設けるこのようにして、「健康の毀傷に対処する保険 および疾病 の予防

Service や労働権にもとづく完全な失業教済実施計画とは及びもつ かぬものであった。 定した総合的な国家による医療サービス編 成案 a State Medical 協の所産として、 る国民保険法は、 十分であるよう意図されたものでもなかったが. 給付を受けられることになったが、 第二部に、「それに付随する諸目的のため」 五日施行された。これで労働者は病気と失業の場合、 当時の労働運動の要求をだしぬく見事な政治的妥 一九一一年一二月一六日公布され、 相応の生計を維持するに十分でなくー その保護は、従前の救貧に優る 置かれる第 三部か ー少数派報告が策 翌一二年七月 そこばぐの 元来、 らな

るにわか拵えの実験的制定に止まった。も、とくに景気変動・季節循環に敏感な失業多発七業種に適用を限失業へ国家強制保険を対用した 嚆矢である第 二部の規定 にして

な制度であった。

「おいった。

「おいった。
「おいった。

「おいった。
「おいった。

「おいった。
「おいった。

「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「おいった。
「はいった。
「

ンスを、国庫がその入用の九分の二(女子については四分の一)を支実額で、被保険者が各週四ペンス (女子三ペンス) を、雇主が三ぺとく、四対三対二の比率で被保険者、雇主、国庫の間に配賦され、すなわち、その拠出は、ロイド・ジョージのスローガンが示すご

イギリス医療保障構想の形成過程

外し、 ○シリングの一時金を支給するものであった。 の有する登録数に応じ所定額を支払う登録人頭式が採られた。 拠出以上の女子被保険者または男子被保険者の妻の出産に対して三 給付、出産給付の三種があった。疾病給付の標準額は成年男子に週別の体系によって支給された。現金給付の種類には、疾病給付、廃疾 ておりさしたる変化はなかったとみることができる。さらにイギリ 法で二五○ポンド、四二年法で四二○ポンドとされたが、これらはみ えられ、主として給付額が増額され、加入時の所得制限も一九二○年 が法定給付であるが、 被保険者が登録して、その保険医の診療を受け、診療報酬は各保険医 った。受給方法は、 療給付は、 すると打ち切られた。 リングが転帰まで支給され、 付の延長であって、一○四週以上拠出者に疾病給付満了後週額五 待期三日を置き最高二六週とされていた。廃疾給付は性格上疾病給 の報酬となり、 民健康保険基金に集中されたのち、 弁することになっていた。徴集はスタムプ・システムがとられ、 な物価変動をうめあわすためのものであり、 ○シリングであり、女子と若年者はやや低くかった。支給期間 これに対する保険給付は、現金給付と現物給付に分かれ、それぞれ また対象が被保険者本人に限られ被扶養者には及んでい 内容が一般医診療のみで病院および専門医サービスを除 一部は認可組合等に渡され現金給付を賄った。 保険委員会の名簿に登載された保険医を選んで 一九一一年法に規定する出産給付は、二六回 一九一一年法以降給付内容に数次の改正が また無拠出・拠出年金受給年齢に到達 部は保険委員会を通じて医師 拠出も同時に増徴され 現物給付としての医

原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 (22) 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 (22) 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 (22) 原理的な、すなわち保険機構では覆い得ない欠陥があった。 (22)

るものであって、そこに別途の予防対策を必要とする。一九二六年医療保護を「事後」に束縛する点では、救貧医療と欠陥を同じくす対する治療を組織するに過ぎず、疾病予防の機能を摂取し得ない。保険医療は、それがいかに整備拡張されたとしても所詮罹病者に

労働党政府の下で国民健康保険の充実が企図されたとき、王立国民 社会哲学への挑戦という激越な形でなく、純然たる医療保護の能率 的解決は、医療サービスをば保険制度から完全に分離せしめ他のす 原則を維持しがたくなるであろうということである。思うに、 これら (医療) てつぎのごとき結論を提出した。「とくに我々が確信を深めた点は、 健康保険問題委員会はそれまでの経験を総括した多数派の見解とし して戦後イギリスで実現された「国民保健事業」が、医療保護を救 的組織方式として提唱されるにいたったのを知ることができる。 医療サービス形成が、二〇年後には多数派の見解に変り、しかも旧 ると再認識する方向にこそあるであろう。」と。いまここに、一九〇 べての公衆衛生活動と合せて公費によって賄わるべきサービスであ 用されねばならない形態として導入されたことをみるのである。 き、全国民的規模で医療サービスを編成しようとするときに当然採 貧原則から救う方策であったはずの保険原則の限界の認識にもとづ 五年救貧法改正委員会では少数派の意見であった国家による綜合的 諸サービスの範囲を拡張せんとすればそれだけ保険

- (1) Cole; op. cit., p. 307. 邦訳第三分冊、五六—五七ページ。
- (2) Ibid., p. 308. 邦訳第三分冊、五八ページ。
- を上回った。 働者の上層を意味する労働組合員の失業率も一九〇八―九年には八%(3) 当時の被救恤民の三割以上が疾病を転落の直接原因にし、また労
- (4) Cole; op. cit., p. 308. 邦訳第三分冊、五九ページ。
- (ю) Hobman; op. cit., p. 41.

- (Φ) · (∇) G.D.H. Cole and Raymond Postgate; The Common People, 1746-1946, 1956, pp. 468~469.
- ( $\infty$ ) C. P. Hill; British Economic and Social History, 1700-1914, 1957, pp. 300 $\sim$ 301.
- (Φ) Francis Williams; Fifty Years' March, The Rise of the Labour Party, 1949, p. 192.
- (10) Cole; op. cit., p. 309. 邦訳第三分冊、六〇ページ。
- (三) H. W. Stockman; History and Development of Social Security in Great Britain, in, Bulletin of the I.S.S.A., Year X, Nos. 1-2, Jan.-Feb.
- ( $\mathfrak{A}$ ) Eckstein; op. cit., pp. 24 $\sim$ 26.
- (3) Ibid., pp. 126~127.
- (4) Stockman; op. cit., pp. 25~26.
- 角田訳「社会保障制度——英国社会保障への道」一六—一八ページ。(15) François Lafitte; Britain's Way to Social Security, 1945. 藤林・
- (a) Joan Simeon Clark; National Health Insurance, in, Social Secur-

- ity, edited by William A. Robson, 1948, p. 88.
- 業保険金支給を目途する制度であった。 製材七業種に従事する一六歳以上の労働者約二二五万人だけに対象を 別別上の拠出を条件に年間最長一五週間を限り、週率七シリングの失いる拠出をもって、待期六日ののち、一週間の給付受給のためには五 別別上の拠出を条件に年間最長一五週間を限り、週率七シリングの失いる拠出をもって、待期六日ののち、一週間の給付受給のためには五 別別上の拠出を条件に年間最長一五週間を限り、週率七シリングの失いる拠別とでは、連築・土木・造船・造機・製鉄・車輛・
- (2) Stockman; op, cit., pp. 21 ff.
- (9) Ibid., pp. 24~25
- (1) Ibid., pp. 25 ff.
- (전) Eckstein; op. cit., p. 27.
- N) Ibid., p. 29.
- (3) Report of the Royal Commission on National Health Insurance, 1928, para. 138, p. 65.